

児童福祉審議会関連規程集

・児童福祉法	P 1～2
・高知県児童福祉審議会規則	P 3～4
・高知県児童福祉審議会運営規程	P 5～6
・高知県児童福祉審議会組織図	P 7
・高知県児童福祉審議会部会の概要	P 8
・里親認定委員会運営規程	P 9～10
・こども支援専門委員会運営規程	P 11～12
・児童虐待検証部会運営規程	P 13～14

児童福祉法

第2節 児童福祉審議会等

第8条 第8項、第27条第6項、第33条第5項、第33条の15第3項、第35条第6項、第46条第4項及び第59条第5項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。

- 2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。
- 3 市町村は、第34条の15第4項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。
- 5 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第1項本文及び第2項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 7 社会保障審議会及び児童福祉審議会は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。
- 8 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会（第1項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会とする。第27条第6項、第33条第5項、第33条の12第1項及び第3項、第33条の13、第33条の15、第46条第4項並びに第59条第5項及び第6項において同じ。）は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

第9条 児童福祉審議会の委員は、児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をできる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

- 2 児童福祉審議会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 児童福祉審議会の臨時委員は、前項の事項に関し公正な判断をすることができる者であつて、かつ、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。
- 4 児童福祉審議会に、委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

高知県児童福祉審議会規則

(設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決を行うことができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 23 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営の円滑を期するために必要な事項を規定することを目的とする。

(部会)

第2条 審議会に次の部会を置く。

- (1) 施設部会
- (2) ひとり親家庭部会
- (3) 保護育成部会
 - ①保護育成部会の審議をもって、審議会の意見とする。
- (4) 保育部会
 - ①保育部会の審議をもって、審議会の意見とする。
- (5) 児童虐待検証部会
 - ①児童虐待検証部会の審議をもって、審議会の意見とする。
 - ②児童虐待検証部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(部会の任務)

第3条 各部会の任務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 施設部会は、児童福祉施設その他児童福祉法に関する事項（他の部会に属する事項は除く。）を調査審議する。
- (2) ひとり親家庭部会は、ひとり親家庭の福祉に関する事項を調査審議する。
- (3) 保護育成部会は、高知県青少年保護育成条例（昭和52年条例第32号）及び青少年の健全育成に関する事項を調査審議する。
- (4) 保育部会は、保育に関する事項を調査審議する。
- (5) 児童虐待検証部会は、児童虐待による死亡事例等を検証する。

(部会の構成)

第4条 部会は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいづれかの部会に所属するものとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

第6条（削除）

(招 集)

第7条 部会は、審議会の委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、知事の請求があったとき又は審議会の委員の総数の四分の一以上の請求があつたときは、これを招集しなければならない。
- 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(議事及び議決)

第8条 部会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(権 限)

第9条 部会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。

(委 任)

第10条 その部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会)

第11条 審議会の部会に次の委員会を置く。

(1) 施設部会

里親認定委員会及びこども支援専門委員会

①委員会の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この規程は、昭和 55 年 6 月 16 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 15 年 5 月 23 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 7 月 28 日から適用する。

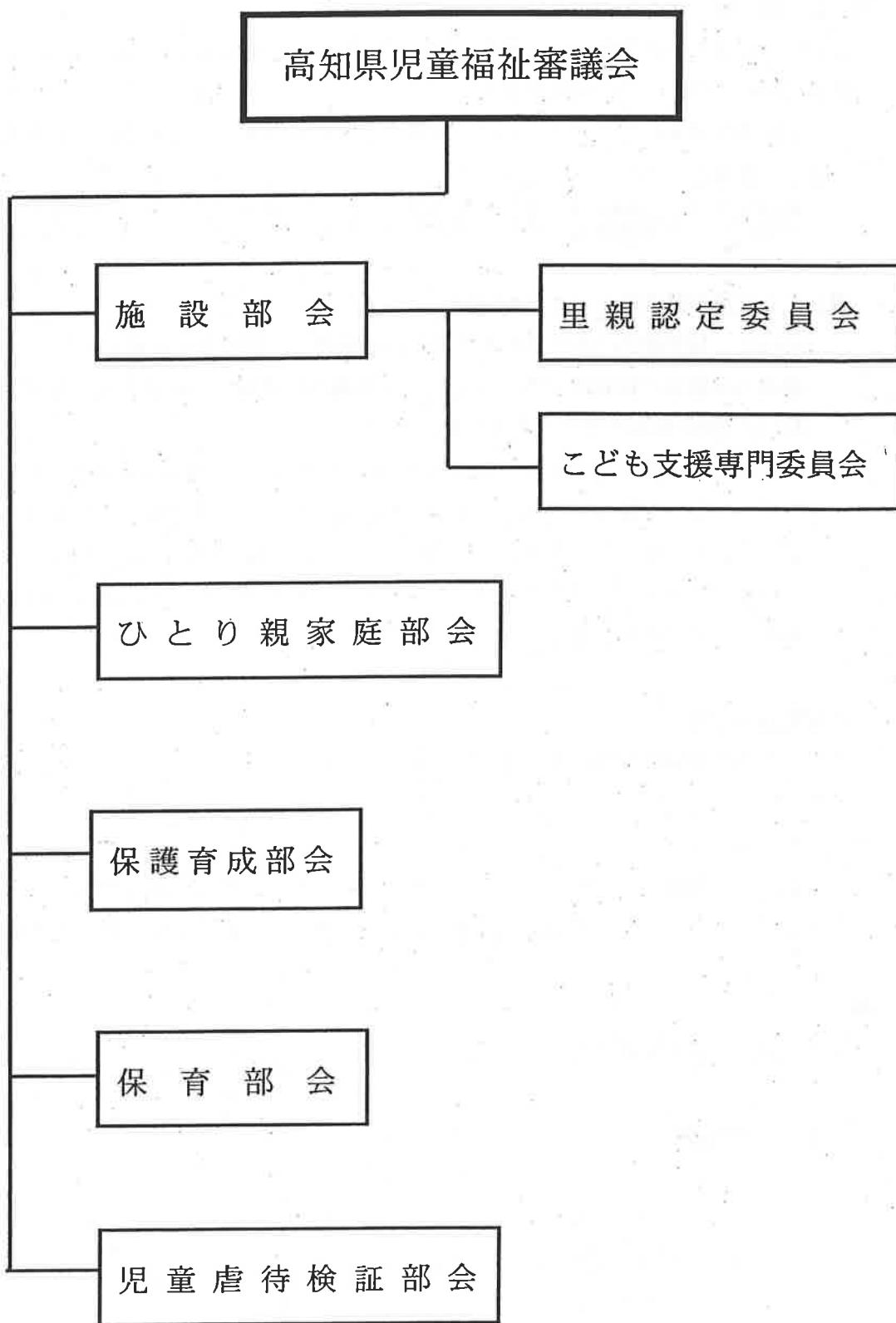
附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 8 月 31 日から適用する。

高知県児童福祉審議会組織図



高知県児童福祉審議会部会の概要

施設部会

児童福祉施設その他児童福祉に関する事項（他の部会に属する事項は除く）を調査審議

■里親認定委員会（平成元年度から）

審議会から次の審議会までの間に里親の認定の必要が生じた場合は、同委員会で審議し、審議会の意見とする。

- ・都道府県は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。（平成14年局長通知）

■こども支援専門委員会（平成10年度から）

審議は、施設部会に属する本委員会で調査審議し、審議会の意見とする。

- ・施設入所施設の決定等に当たって、一定の場合に審議会の意見を聴かなければならない。（児童福祉法第27条第6項）

- ・児童又はその保護者の意向が当該措置と一致しないとき。知事が必要と認めたとき。
ただし、緊急を要する場合で、審議会の意見を聴くいとまがなかった場合は、この限りではないが、その措置について報告しなければならない。（施行令第32条）
- ・この審議会運営は、法律、医療等の専門家を含めた専門部会を設置し円滑な運営に配慮（平成9年局長通知）

ひとり親家庭部会

ひとり親家庭の福祉に関する事項を調査審議

保護育成部会

高知県青少年保護育成条例及び青少年の健全育成に関する事項を調査審議

有害指定等にあたっては、審議会に諮問し意見を聴いたうえで知事が指定（条例25条）

保育部会

保育に関する事項を調査審議

児童虐待事例検証部会

虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を提言。検証は検証部会で分析調査し、審議会の意見とする。

- ・検証組織は、児童福祉審議会の下に部会等を設置し、常設することが望ましい。
(平成20年3月総務課長通知)

里親認定委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、里親認定委員会（以下「委員会」という。）の運営の円滑を期すため、必要な事項を規定することを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、里親の認定の必要が生じる場合など児童福祉法施行令（昭和23年政令74号。）第29条の規定に基づき、児童福祉審議会を開催するまでの間に知事から諮問された事項について調査審議する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、児童福祉審議会施設部会（以下「部会」という。）を構成する委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、部会長及び副部会長の委員をもつて充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(議事及び議決)

第6条 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(権限)

第7条 委員会の審議をもって、児童福祉審議会の意見とする。

2 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対して所属職員の出席説明及び資料の提供を求めることができる。

(委 任)

第8条 その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成2年6月27日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年8月6日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年8月31日から施行する。

こども支援専門委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、こども支援専門委員会（以下「委員会」という。）の運営の円滑を期するため、必要な事項を規定することを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令74号。以下「施行令」という。）第32条第1項の規定に基づき、知事から諮問された事項
- (2) 施行令第32条第2項の規定に基づき、知事からなされた報告
- (3) 児童福祉法第33条第5項の規定に基づき、知事から諮問された事項
- (4) 児童福祉法第33条の15第2項の規定に基づく、知事からなされた報告

(委員会の組織)

第3条 委員会は、児童福祉審議会施設部会（以下「部会」という。）を構成する委員6人及び臨時委員3人をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、部会を構成する委員の中から部会長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(議事及び議決)

第6条 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(権限)

第7条 委員会の審議をもって、児童福祉審議会の意見とする。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対して所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成10年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から施行する。

児童虐待検証部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、児童虐待検証部会（以下「部会」という。）の運営の円滑を期するため、必要な事項を規定することを目的とする。

(部会の任務)

第2条 部会は虐待による児童の死亡事例等の再発防止策等を検討するために、次に掲げる事項を行う。

(1) 虐待の防止等に関する法律第4条の規程に基づき、知事から諮問された事項を調査分析する。

(2) 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言を行う。

(3) 前2号に掲げるもののほか、検証の目的に必要と認められることを行う。

(部会の組織)

第3条 部会は、児童福祉審議会児童虐待検証部会を構成する委員8人以内を持って組織する。

2 部会は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、部会を構成する委員（臨時委員含む。）の互選による。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(議事及び議決)

第6条 部会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 部会の議決は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(権限)

第7条 部会の審議をもって、審議会の意見とする。

2 部会は、特に必要があると認めるときは、関係機関に対して出席説明及び資料の提出を求めることができる。

3 部会長は、必要があると認めたときは、関係機関への調査を行うことができる。

(委 任)

第8条 その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。